

亀山市告示第34号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり決定し、これを告示する。

なお、「関係図面」は、亀山市産業建設部用地管理課に備え置いて、告示の日から2週間縦覧に供する。

令和2年3月10日

亀山市長 櫻井義之

第1

- 1 道路の種類 市道
- 2 路線番号 21543
- 3 路線名 羽若3号線
- 4 道路の区間

区間		延長 (メートル)	幅員 (メートル)	
起点	終点		最小	最大
羽若町字糺屋 垣内615番 2地先	羽若町字糺屋 垣内563番 1地先	101.72	最小	5.00
			最大	6.80

第2

- 1 道路の種類 市道
- 2 路線番号 40101
- 3 路線名 板屋乗入線
- 4 道路の区間

区間		延長 (メートル)	幅員 (メートル)	
起点	終点		最小	最大
加太板屋字裏 ノ垣内4696 番2地内	加太板屋字裏 ノ垣内4697 番3地内	48.30	最小	12.80
			最大	16.70

第3

- 1 道路の種類 市道
- 2 路線番号 41040
- 3 路線名 板屋浄泉寺線
- 4 道路の区間

区間		延長 (メートル)	幅員 (メートル)	
起点	終点			
加太板屋字板 屋5370番 3地内	加太板屋字板 屋5299番 地内	338.83	最小	3.00
			最大	22.40